



北塩原村告示第27号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更するものとする。

なお、当該字の区域の変更は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から施行するものとする。

平成19年 7月 5日

福島県耶麻郡北塩原村長 高橋 伝

字 の 区 域 の 変 更 調 書

(大字大塩字室下・呉器投)

北 塩 原 村

編入する字名	同左に編入される区域
大字大塩字呉器投	大字大塩字室下2767の2